

会津若松市「地産地消サポートクラブ」活動要領

第1 目的

会津若松市の地産地消の推進にあたり、個人・団体を地産地消サポートクラブ員として登録し、その活動を通じ、会津若松市産農畜産物の消費拡大や食育の推進を図る。

第2 登録対象者

登録条件に該当する個人（以下「個人会員」という。）または団体（以下「団体会員」という。）

第3 登録条件

地産地消の趣旨に賛同し、次のいずれかの要件を満たす活動を実践すること。

- 1 会津若松市産の農畜産物やそれらの加工品を積極的に利用すること
- 2 会津若松市「地産地消」推進運動協力店を積極的に利用すること
- 3 会津若松市の地産地消に関する情報を、知人等に積極的にPRすること
- 4 その他、会津若松市の地産地消の推進に資すること

第4 サポートクラブの活動内容（役割）

個人会員及び団体会員は、登録条件の内容について、申請時にその取組みを宣言し、実践する。

第5 活動内容の報告

個人会員及び団体会員は、可能な範囲で、活動内容を市に報告する。

第6 活動内容の広報

市は、個人会員及び団体会員から報告のあった取組み（宣言）について、同意を得たうえで、市広報紙や市ホームページを活用し、広報する。

第7 申込方法

入会を希望する者は、「地産地消推進サポートクラブ登録申請書」（第1号様式）に必要事項を記入し、農政課長に提出する。

第8 申請期間

申請受付は、年間通じ随時行うものとする。

第9 審査及び登録

農政課長は、受理した申請書の内容を審査し、登録条件を満たす申請者をサポートクラブ員として登録するとともに、申請者に結果を通知するものとする。

第10 登録証の交付

農政課長は、登録した団体会員に対し、登録証（第2号様式）を交付する。

第11 申請内容の変更

申請内容に変更が生じた場合、サポートクラブ員は速やかに「地産地消推進サポートクラブ登録変更申請書」（第1号様式）を農政課長に提出するものとする。

第12 登録期間

登録期間は、登録日から辞退の申し出があった日までとする。

なお、登録辞退、取り消しの場合は、その限りではない。

第13 登録の辞退

市は、サポートクラブ員から辞退の申し出があったときは、その登録を抹消するものとする。

第14 登録の取消

市は、登録基準を満たさないことが明らかになったときは、当該者の登録を取り消すことができる。

なお、取消しを受けたサポートクラブ員は、速やかに登録証を返還するものとする。

第15 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は農政課長が定める。

附 則

この要領は、平成26年3月18日から施行する。

この要領は、平成29年6月12日から施行する。